

一般教育として法学を教授することの意義についての一考察

征矢野好治

A Study on the Meaning of Jurisprudence Education as General Education

Yoshiharu SOYANO

はじめに

わが名古屋女子大学における、法学の講座の歴史を事務当局に聞いてみると、それは、開学以来のことであるという。それ故、短期大学においては昭和25年4月、学部においては昭和39年このかた、今日まで続いているわけである。現在、法学は大学においては日本国憲法2単位を含めて4単位、短期大学部においては、法学2単位、日本国憲法2単位となっていて、選択科目であることは周知の通りである。これらの一般教育科目を選択し履習する学生数は、最近においては年間延べ1300人を超えている。法学及び日本国憲法の教授内容は、その当否に拘らず、学生に影響を与えるところが少なくないと考えられるのである。

今日の我が国の社会を形成している若い人々は、現在及び将来の日本を方向づける大きな力をもっている。これは日常における我々の社会生活において具体的に見ることができる。今日、義務教育を修了した者で高等学校へ進学する者は94パーセント弱、高等学校卒業者で大学及び短期大学への進学率は女子においては33パーセント強となっている。あらためて、教育基本法の精神や、学校教育法の理念について考え、それがどのように実現されているかということをおもわずにはいられない。小学校から大学に至るまでの、学校段階毎の学校設置の目的や、教育の目標などが、具体的に機能し実現されているかどうか疑問はないだろうか。教育の目標と、それを具体的に実施するについて定められている、学習指導要領そのものにも問題があるかもしれないが、その問題は教育課程審議会や文部行政当局の、一層の研究改善にまつこととし、ここでは、大学教員の一人として、しかも経験の浅い筆者が感じていることの一端について述べてみることにしたい。

本 論

大学や短期大学の学生について考えるとき、その基盤である一般社会の実情を無視することはできない。そこで我が国の社会が当面している問題について、必要な範囲において考えてみることにする。

さて、過般即ち昭和61年7月の衆参両院議員の同時選挙の結果は、いわゆる保守系大政党が予想を超えた票を獲得したため、マスコミの用語にいうところの「圧勝」に終わった。勿論それが国民の意思の反映であるからには、それはそれとして結構なことである。しかし選挙という民主国家における国民の参政権行使の現象面を見るとき、一般論として、その実体の中に、どれほどの進歩の跡が見られるであろうか。選挙民の側について見ても、29パーセントに近い棄

権率を示している。棄権した人々の心境はどのようなものであるか。法の上では選挙権は権利だけであって、義務を伴わないものであるということは、民主主義国家としては通例である。我国の選挙制度もそうである。憲法によって国民に与えられている権利である。だがしかし、選挙権は、これを国民に与えることが、我が国の国民社会にとって利益になるから権利として保障されているのであって、国民個人にとっての利益のためばかりではないので、選挙権には、その行使について本来的に存在する制約があることは当然のことである。そこには社会的責務が選挙民たる国民に課せられているのである。国は国民に、個々の国民が選挙権の行使を妨害されたり、選挙にあたっては投票の秘密は侵されることがないということを保障しているのであるが、同時に選挙民には、選挙権はこれを正当に行行使しなければならないという、社会的な責任があるものと解しなくてはならないであろう。買収など悪質な選挙法違反は論外としても、安易な棄権は国民の政治意識の低調を示すものであり、国民の社会的責務に対する認識の浅いことを物語っているものといえよう。

選挙についての問題は更に、選挙活動は法規に認められた方法によるべきことは当然のことであるが、選挙運動の実態を見ると、選挙民の判断を誤らせるような結果を故意に意図するかの如き宣伝が行われたり、明らかに事実と相違した、対立候補者の人物を誹謗したり、対立候補者の所属する政党の政策を批判することのみに終始するというような、まことにおそまつな運動が行われているということである。またそのような運動に影響された選挙民もまだかなりいるのではないかと感じられるのである。具体的な例証は多々あるが、ここではそれを明らかにすることはさしひかえておく。

主権が国民に存する、いわゆる民主主義国家においては、国民がその意思を問われることがあることは当然のことである。しかしその個々の国民の意思というものは、どのようにして決定され表明されるかということが問題である。勿論、国民一人一人が色々な情報や他人の意見などを参考にして自分で思考した上で、自己の論理を形成し、その結果を自己の意思として表明するというわけである。しかし実際には、自分の周囲の限られた人々の意見や、入手し易い情報を材料として思考し判断して論理を形成するということになるであろう。つまり身近かな比較的少数の他人からの影響や、マスコミの影響を強く受けて自分の意思を決定することになる場合が多いと考えられる。このような場合に、情報そのものが、或る意図のもとに作為的に流されたものであったり、或はそのような情報が不知の間に受売りされるというようなことがあるとすると、ことは重大である。とかく今日の我が国の社会においては、そのことの善し悪しを問わず、一世を風靡するような、ずばぬけて偉大な指導者は現れにくい。それは民主主義社会にとかく起りがちな特質でもある。そのため世論は、国民の一般的な意識レベルよりも高度なものたり得ないのである。「ふつうの人が、ふつうの人々の考え方を真似る」という風潮となりやすいのである。ところがそれらの人々が、互に交換する情報は、新聞・テレビその他のいわゆるマスメディアによって作られるものが非常に多いという事実は否定できないと思われる。そのマスメディアにより作られた情報が、時としては非常なスピードと力をもって世論の形成に影響を及ぼして行く場合があるのである。この場合において、そのマスメディアが、意図的な作意の媒体としての役割を果たしていたり、更には意図的にそのような役割を演じたとしたらどうであろう。そのような情報に影響されて形成された国民の世論はどのようなものになるか、いわずとも明らかであろう。

ところが今日このようなことが事実として存在するというところに、大きな問題がある。やや具体的な例を示そう。

一つは昭和57年に発生した、日本の歴史教科書の検定をめぐる事件である。57年の夏頃文部省が行なった教科書の検定について、或る歴史教科書の記述にあったといわれる、「我が国の大陸への侵略」を「我が国の大陸への進出」と修正させたとする報道が、某大新聞によって行われた。その報道の内容について真偽のほどを確認しないまま他の多くの新聞がまた報道をしたのであった。しかし、文部省が検定に際してそのような修正をさせたという事実はなく、それは誤報であったとのことである。その誤報を日本の新聞が報道したことに端を發して、中国などから我が国に対して強い非難抗議が寄せられることになり、我が国の政府は、同年8月に、近隣諸国との友好を害しないように配慮するとして、教科書検定基準にそのような主旨を盛りこむ改訂を行なうことを示唆した政府の見解を發表して、事態を取束させた。ところが、この報道が誤報であったことを率直に認め読者に対して謝罪の文を掲載したのは、只の一紙のみであった。誤報がもとで、国際問題にまで発展してしまったこの事件から4年そこそこしかたっていない、本年昭和61年の5月から、またまた歴史教科書検定にかかわる問題が発生した。

某書店が企画し出版しようとして文部省に検定を申請した、「新編日本史」をめぐる問題である。当時はこの教科書の内容については原稿本として、教科書用図書検定審議会において審議され一度合格と決定されながら、その後特定の新聞、その他のいわゆるジャーナリズムから「復古調」その他の形容詞を付した批判がなされ、その上それらの新聞の報道などによって、知った中国、韓国からも非難、抗議が厳しく行なわれるに至ったという事件であった。

中国や韓国からの抗議に先だって、ソ連邦のモスクワ放送は、日本向けの番組において、この教科書問題を取り上げたとのことである。史実としても、表現としてもさしたる問題はなかったのではあったが、近隣諸国の国民感情を害することを憂慮した当局は、異例の措置として一度合格した教科書に更に修正を加えさせるということで、一件は落ち着いたのであった。ここで問題となることは、日本の大新聞が、非合法的に入手した資料のもとに、大キャンペーンを行なって、「復古調」とか「皇国史観」とかの、如何にも物議を掘り起すような報道を行なってこの教科書の発刊を阻止しようとした意図が明白であることである。外国の圧力を故意に引き出そうとしたことである。一部のジャーナリズムの意図は今回も又成功したといえよう。国民一般の知らない問題ではあるが、事実よりはむしろ策謀として、正当な教科書の出版を外国の非難抗議まで引き出し、そのためには外国の放送にまでとり上げさせたと思えるような報道のあり方に問題はなかったらうか。善隣友好は大切であり、我が国の政府が最終的にとった措置はやむを得ぬものであったことは十分に認められるのではあるが。

さきに筆者は、モスクワ放送の日本向け番組のことに触れた。筆者は以前にも時にこの放送を聞いたこともあったし、又森本氏¹⁾のようにこの日本向け放送の内容を活字にされた労作もあるが、筆者もこの8月24日の夜23時から24時の間久し振りにモスクワ放送を直接聞いてみた。日本語による、特に青少年を対象とすると思われる放送を聞いたのであった。その詳細は紙面の制限もあって述べることはできないが、概要を記しておこう。いつもそうであるが、非常に明快な口調で、日本の国内に起った事件、世界の国々で発生したニュースを報道していたが、全般的な傾向を一口でいえば、「反米親ソ」ムードを築きあげることに異常な努力を払っていることが、ありありと受けとめられた。8月24日という日は、米国のSAG（第7艦隊主力艦）ニュージャージー号が佐世保に入港したその日であった。当日モスクワ放送は、特に大々的にこれに関する報道を取りあげて、日本のY新聞の伝えるところによれば、としてその新聞の実名を明かした上で、「ニュージャージーは核兵器を搭載しているとのことです」と述べ、また、某政党の実名を明らかにした上で「○党は、核兵器持込みに対して断固抗議をしました」と

報道していた。ニュースにつづいて「聴取者のみなさまからのお便りを伝える」として、日本の聴取者からのリクエストであるとする音楽も交えた放送があった。質問に対する回答という形式で、ソ連の政策に関する宣伝にかなりの時間を費した後で、日本の聴取者からの質問として、「ソ連で仕事をしてみたいが、どうすればそれは可能であるか」という問に対し次のような回答がなされていた。「先づ大学を出ることが先決問題です。その次はロシア語を修得することです。ロシア語をマスターした日本人ならば、モスクワ放送は喜んでそうした人々を迎えます」と。このような放送の終りに、クイズの回答を募集していますとして、「なぜモスクワ放送を聴くようになりましたか。その動機や放送を聴いての感想」のほか3項目の質問を出して回答を寄せてほしいとし、「最も詳細で優れた回答を寄せられた人4人を当選者としてソ連旅行に招待します」と述べ、さらに「回答者全員にモスクワ放送から記念品を贈ります。回答の送り先は、モスクワ市モスクワ放送日本語課」と放送していた。モスクワ放送の日本向け放送の周波数についても最後に放送されていたが、5種類以上であったと記憶している。日本のマスコミによる報道をいち早くとりあげて、増幅させて日本の若い人々に対して報道するこのモスクワ放送は、我々日本人が、国の内外からの策謀的な情報に影響されている事実のほんの一端であり、マスコミの作為あるキャンペーンも日本人に自然に影響を及ぼすことになるであろうことは否定できないと思う。我々が意思を形成する材料として不可欠な情報が、日本国民の意識を或る方向へと誘導しようとする意図的な策謀の糸によって操作されているという事実すらあることを知る時、情報を吟味することの必要性を痛感せざるを得ない。

次に重要なことは教育の問題である。

大学・短期大学における一般教育科目としての法学・憲法の教授にあたっては、少なくとも高等学校における関連科目である社会科全体と、その中に含まれている各科目のうちの特に関連性の深い科目である「現代社会」、「倫理」、及び「政治経済」について、それらの科目の目標や内容と、その取扱い方などについて参照しておく必要がある。その上で大学や短期大学における一般教育科目としての法学や憲法を教授する際に、受講者にとってのニーズは何か、社会から期待されるものは何かを考慮して、法学や憲法を教授する目標を設定したり、その取扱い方を研究しておくことは必要かつ妥当とされよう。

そこでいささか冗長のきらいはあるが、文部省が定めている高等学校学習指導要領にもとづいて、社会とそれに属する、現代社会、倫理及び政治経済の科目について、どのような目標が設定されているか、またその内容の取扱いはどのように示されているかということについて、必要と思われる範囲において検討してみることとする。

文部省は昭和53年8月30日をもって、高等学校学習指導要領（昭和45年文部省告示第281号）を全面的に改正し、その新しい基準は昭和57年度から実施されている。その中で社会科の改訂の主旨は、「社会と人間に関する基本的問題についての理解と認識を深め、社会生活の意義を広い視野から考える能力を養うとともに、民主的、平和的な国家・社会の発展に努める態度を一層育成する。」⁶⁾ことに重点がおかれ、目標および内容の改善を行なったとしている。それはまた、既往の学校教育の反省などに由来する要請を受けて改訂が行なわれたものであるとされている。

そして社会科改訂の基本方針としては、特に次の諸点が考慮されたといわれる。即ち、(ア)小学校、中学校及び高等学校の社会科を一貫的にとらえ、そこにおける高等学校社会科の位置と役割を明確にし、(イ)社会と人間に関する基本的問題についての理解と認識を深め、社会生活の意義を広い視野から考える能力を養うとともに、民主的、平和的な国家・社会の発展に努める

態度を育成することに重点をおいて、内容の精選が行なわれ、(ウ)人間尊重の立場を基本とし、環境や資源の重要性についての正しい認識を育てること、国際理解を深めることなどについても、高等学校段階の特質を配慮して改善したとされている。

今日では、高等学校への進学率が93パーセントを超えているということから、高等学校は青少年のほとんどすべての者を教育する国民教育機関としての性格を一層高めて来たということであって、それに応じた教育課程の基準が要請されるようになったということは首肯し得るところである。

高等学校社会科の全般的目標としては「広い視野に立って、社会と人間についての理解を深め民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う。」⁸⁾と設定されている。ちなみに、小・中学校の社会科の目標との関連についてみると、小学校の目標では、「社会生活における基礎的理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」⁹⁾とされており、中学校の目標では、「広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」¹⁰⁾となっている。学習指導要領によるこれらの小・中学校の社会科の目標と高等学校社会科の目標とを比較してみると、小・中・高等学校の一貫性が図られていることが理解できようと言明しているのであるが、これは学習指導要領が、各学校段階における教育計画について、教科毎に設定された基本方針であるから至極当然のことといわなければならない。

大学・短期大学において、一般教育科目としての法学・憲法を教授する際に考慮しておく必要がある、高等学校社会科に属する、必須科目である現代社会と選択科目の倫理及び政治・経済の三科目について、それぞれの目標を概観するとおおよ次の通りである。

現代社会の目標は、「人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、社会と人間に関する基本的な問題についての理解を深め、広い視野に立って、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養うとともに、人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の発展に寄与しようとする態度を育てる。」⁶⁾と、設定されている。中学校の社会科公民的分野の内容である「民主政治と法」についての指導が、中学校において適切に行なわれ、生徒が理解しているならば、高等学校における現代社会の内容の「現代の民主政治と国際社会」の小項目である「日本国憲法の基本的原則と国民生活」、「現代国家と民主政治」及び「国際平和と人類の福祉」などに関する「基本的人権と法の支配」という観点からの指導も生徒によく理解されて身につくものと思われる。しかし実態はどうであろうか。また倫理科教育の目標は「人間尊重の精神に基づいて、人間の存在や価値についての理解と思索を深めさせるとともに、自主的な人格の形成に努める実践的な態度を育てる。」⁸⁾とされている。このことが生徒に理解され実践的な能力として身につくように適切に指導されているならば、自主的に人格の形成に努めようとする実践的な態度によって、自由の名のもとに秩序を乱すというようなことも生徒自身の思索によって反省され是正され得る筈であるが、現実には必ずしもそうとはいえないところに問題があるといわなければならない。同じく社会の科目の一つである政治・経済の目標は、「民主主義の本質に関する理解を深めさせるとともに、現代における日本の政治、経済、国際関係にかかわる問題について客観的に理解させ、良識ある公民として必要な教養を培う」⁸⁾と設定されている。その内容としては、「日本国憲法と民主政治」において日本国憲法の基本的性格、基本的人権の保障、政治機構と政治の運営及び現代政治における課題がとりあげられているとしている。

高等学校の社会科各科目の学習においては、小学校・中学校における社会科系の教育内容の深化を図るために教師に対して創意工夫が要請されているのであるが、各科目とも内容とその取扱いについてはかなり懇切に示されているものの、具体的な指導については文字通り教師の創意工夫に委ねられている。もっとも、現代社会の諸問題や時事的事象の取り扱いに際しては教育基本法第8条及び第9条の規定に基いて、適切に行うよう配慮しなければならないと示されている。教育基本法第8条は、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」とし、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない。」と定め、同法第9条においては「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」としながらも、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と定められていることはよく知られているところである。

しかし、教師が要請されている創意工夫を実現することは、必然的に教師個人の思想信条をも含めた全人格の発露と無関係ではあり得ない。教師が生徒に対して与える影響は、指導教育が行なわれる教室における教育内容からだけとは限られないので、教師の日常における言動は重要である。今日の教育界において、この点について危惧の念が持たれるような事実はないだろうか。「生徒の実態に応じて」、社会科の科目を「どのように具体化するかという基本的な考え方を確立しておく必要がある。」⁸⁾という学習指導要領解説における指摘を実行する立場にある教師の責任は重大である。

次に重要なことは道德教育の問題であろう。今日の我が国における社会問題としても道德教育については大きな課題が投げかけられているといわなければならない。

法の理念は秩序と正義である⁹⁾。即ちその社会が必要とする秩序を構築し維持し、その社会を形成する人々によって共通して認められ、その実現が望まれる社会正義を具現させることが法の理念である。それ故に法は道德の最少限の部分であるといわれ、一般社会道德と深いかわりあいを持ち、法学教育を通じて道德の重要性を再確認させることに法学の大きな意義を見出すのである。

道德教育については、文部省が制定した各学校段階の学習指導要領において一貫して重要視されていて、道德的実践の指導を徹底することが望まれ、かつそれぞれの学習指導要領においては特に第3章で道德を取り上げて、実践につながる道德性の涵養を道德教育の主眼としている。特に高等学校における道德教育については、小学校及び中学校の基礎の上に立って、学校の全教育活動を通じて行なう道德教育の重要性について配慮するとともに、社会科の必須科目の現代社会や各教科以外の教育活動が、道德活動において果たす役割を明確にし、その指導の充実に努めることが必要であるとして強調されている。これは、教育課程審議会の昭和51年の答申の中で述べられたのであったが、文部省はこれを受けて、昭和53年8月に公示された高等学校学習指導要領においては、道德教育の目標を改訂した。即ち「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき」、「人間尊重の精神を家庭、学校その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。」としているほか、新に「道德的実践力を高める」ことに配慮すべきであると加えている¹⁰⁾。

道德教育は、学校教育にだけその成果を期待してすまされるものではなく、一般社会におけ

る道徳的風潮が、学校の児童生徒に多分の影響を与えることはいうまでもない。それにしてもこのように小学校から高等学校に至るまで一貫している道徳教育の実際的な成果はどうか。今日の社会における日常生活の実態を見ればそれは自と明らかであって、決して満足できない。念のためながら、日本人の道徳観念やその実践が、今日、救い難い程に劣悪であるというわけではない。しかし、経済大国、文明国といわれ、進学率においては恐らくは世界各国の中でも超一流であると思われる我が国社会における実践的道徳の面は、残念ながらいかにも跛行的ではなかろうか。路上その他におけるドライバーや、交通機関利用者のマナーの悪さはさておくとしても、大学における講義中の教室での学生の態度においては何をかいわんやである。大学生や短大生の躰けの不行届は、いや、作法を知らない、知ってはいても実行できないということは、一体原因はどこにあるのだろうか。教育者、学生ともどもに考えなくてはなるまい。このようなことから、教育基本法は大学の目的の中に「道徳的能力を展開させる」ことを敢えて加えているのであろうか。

何れにしても、誤れる自由、利己主義的民主主義が道徳の領域を侵食するに至っているその事実を黙視して、眞の自由まで失うようなことがあってはならないと思うのである。

さて、既に述べたように、社会の分野における学習指導要領やその解説をみると、随所に「民主的、平和的な国家・社会の形成者として……」というように「民主的」とか「平和的」という言葉が用いられている。しかし眞の民主主義とはどのようなものか、「民主教育」と称せられる教育の内容に民主主義を破壊に導くような偏向は全くないであろうか。また平和主義という考え方を児童や生徒に教育するに際して、日本の国民や日本という国家社会が国際社会において、本当に安全性の保障されることを念願して、すべての先生方がその教育に当たっているといえるであろうか。今日の我が国の社会人の一人として一抹の不安感を持たざるを得ない。とにかく、民主主義、自由、平和という問題は、抽象的な取り上げ方では理解し納得され難い問題である。それだけに、教育者の側における取り扱い方が児童、学生たちに大きい影響を与えることになることは否めない。教師は、深くこの点に思いを致すべきであろう。

先にも触れたが、今日、大学・短期大学への進学率は、女子においては33.5パーセントに達していると、我が国の実態を文部省は報じている。我が国の一般家庭や、社会において、女性の地位の向上はめざましく、その影響力が大きくなって来ていることは、我々の日常生活において実感しているところである。我が国においても女性の社会的地位が向上してきたことは、非常に結構なことである。このような今日の社会へ巣立ってゆく、女子の大学生・短期大学生は、女性の社会においても、また社会全体に対しても、オピニオンリーダー的な役割を演じてゆく度合が、愈々高くなってゆくことは明らかである。それだけにこれらの女子学生に対する、社会からの関心と期待も大きい。この社会からの関心と期待は何に対して寄せられるのであろうか。一言にしていえば、それは人格であろう。或は教養といってもよいかもしれない。

学術的な広い知識や、深い学芸による能力も人格・教養を基盤として育成されると思われるからである。

こころみに見ると、学校教育法において定められている大学の目的は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」(学校教育法第52条)とされ、短期大学については、「大学は、第52条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。」(学校教育法第69条の2)と定められている。大学の目的のなかにうたわれている「道徳的能力の展開」は、短期大学の目標

のなかに示されている「職業又は實際生活に必要な能力」として当然含まれるものと解されよう。大学・短期大学においても道德的能力の育成は決して軽視されてはならないと思われる。

道德教育は、かくて小学校から大学に至るまで一貫して重要な位置を占めている。大学・短期大学の学生に社会が期待するところに道德がクローズアップし、社会への影響力が大きいとされる女子学生に対しては、それだけに、道德的な実践の面における期待は大きい。

ところで、「法は道德の最少限」という諺がある。これは、法は社会秩序を維持し、社会正義を実現するために必要な最少限度において、最少の限度の道德律を法の中にとりいれているということから生れたものである。法の理念は秩序と正義である。道德は国民社会の中の規範であり、国民社会の秩序を形成し維持するとともにその社会における正義を実現しようとする実践的態度であるから、法と共通する性質をもっている。法と道德との違いは、法は主に人の外面に現わされた行動を規律するが、道德は主として人の内面的なもの即ち心のあり方を規律するものである。次に道德は、その要求することが、事実の上で全く実現されていなくても、道德としての規範たる性格を失わないのであるが、法は、法の要求しているところが、完全とまでゆかなくても、相当程度実行されていなければ、法としての存在意義を失うのである。更に道德には国家的強制はないけれど、法には国家的強制力を伴う。このような点で、法は道德と異なる。しかし、法のないところに道德はあり得ないといえよう。

法学を教授する場合は、法哲学的、或は法社会学的なやり方と、実定法の概要について説明するというやり方、つまり、憲法をはじめとして、民法、商法、刑法、労働法など、主な法律を概説するという内容のものがある。筆者は、一般教育科目としての法学は既述のような観点から、法哲学的、法社会学的接近が妥当であろうと考えるものである。その上で、国家の根本法である憲法の理念とそれを具体的に表現している日本国憲法前文や条項について要点を概説し、理解させる方法が適切であると考えている。

今日、我々が直面している我が国社会における問題については前項において概観した。それらの問題を思うとき、このような法学・憲法の教授法が必要であると、痛切に感じている。

そこで、筆者は法学・憲法教授の目標をおよそ次のように設定し、それへの接近に努力している。

法学の目標は、社会秩序や社会正義が我々の社会生活において重要であることを再確認させた上で、道德の実践的能力を自ら育成する意欲を啓発するために道德の最少限である法の理念、即ち、自己の属する社会の社会秩序を形成し維持する意欲と社会正義を弁別してこれを実現する実践的能力を培い、良き社会人として社会に貢献し得る有為な女性を育成することにおいている。また日本国憲法の教授目標としては、日本国憲法の原理である、基本的人権の保障、国民主権及び平和主義を正しく理解させることに重点をおき国民の一員として、国家・社会から恩恵を受けることのみを希求するのではなく、より良き国家・社会を形成し発展させることは、国民の責務であり、国民の一員である自己の積極的な意欲にかかわる問題であることを理解させて、自ら率先して国家・社会のために寄与し得る有為な女性を育成することにおいている。

目標を達成するための具体的内容について詳述する紙面の余裕がないので、若干の例示にとどめておきたい。以下に述べることは基本的な考え方であり、教科の内容を疎かにするものではない。

例えば、秩序とか正義については、極く身近かなことからその重要性に気付かせてこれを守らせることとする。当然のことではあるが、第1回目の講義に先だって、学生の合意を得て、講義が行なわれる教室内における秩序はいかにあるべきかを考えさせて、あるべき最少限度の

秩序を設定する。私語による喧騒の禁止、受講を放棄した睡眠は許さないなど、一見児戯に類するような事象でも秩序を維持するのに害を与えるようなことは、教室におけるルールとして、全員がこれを理解して排除する努力をすることを約束し、教師としても約束に反するような行為が見られたときは遠慮なく指摘し反省させる。また正義ということについても、たとえそれが茶目気からであっても、出欠を明らかにする点呼に際して、他人に委嘱されて、欠席者に代って返事をする、いわゆる代返なども、「他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者」に該当することになることもあって、軽犯罪法第1条第31号によって犯罪となる可能性もあることも教え注意を喚起しておいたりしながら、正義の維持、不正の排除には教師学生ともどもに、その実現に努力すべきであると説いている。

日本国憲法の講述に際しては、例えば、国民主権という原理についても、今日の我が国においては、京都大学の勝田吉太郎教授の言を借りるならば、「減公奉私の欲望民主主義」¹⁰⁾になり下りつつあることなどについて社会の具体的事象をとらえて説き、基本的人権の尊重という観念が、国民の利己的欲望の追求を生じさせていないか、その例示と反省について解説したり、或は平和主義についても、平和の観念に混乱があることや、いかにすれば、われわれは平和への願いが本当に達成できるのか、世にいられている平和運動が真の平和達成への道であるか、もしかすると国の存立を危くするような平和の観念が、国民の中や周辺で行なわれてはいないかなどについても注意を喚起するため具体的な事象をあげて納得させることなどに留意している。

民主的、平和的国家・社会の形成者を育成することは大切である。しかし学習指導要領の実現は、観念的、表面的な文言では達成できないのであって、民主的とか平和的という語を正しく理解することが重要であること、そして今日でもマスコミの報道その他のマスメディアの中には、われわれに判断を誤らす材料を提供したり、またそれが、思いもよらない外国からの策謀であったりするものもあるので、十分注意する必要があることも理解させるべきであると思っている次第である。

おわりに

以上述べたような理由にもとづく配慮のもとに実施中の、本学における筆者の法学・日本国憲法講述の日はなお浅く試行錯誤の道程をたどっている。それは昭和59年度からのことであって、受講者の数は、法学・憲法を合わせ、また61年度の受講者までいれて3600人余りである。まだその効果を計数的に示すことができるには至っていない。しかしながら、法学・憲法の試験に際して、問題の一部として、学生に受講に関する所感について自由記述させている。もとより試験問題の一部であるから、記述はすべてを真に受けることはできないにしても、法学・憲法については、本学において受講したことについて、教師として期待したことに、かなりの反応を示していることは事実である。また、講義に引用した社会事象をとらえての説明解説に関しても非常に率直に受けとめていることが認められ、それらの記述を読むことは、筆者としては楽しみでもある。

また、まだ必ずしも十分であるとはいえないが、教室における秩序の維持についても、講義の回数を増す毎に進歩の跡も見られる。前期・後期ともに13回程度であり、法学、日本国憲法は、それぞれ半期をもって完結するわけではあるが、一応の目標には接近しつつあると思われる。

本学の目的は、学則第1条に示されている通り、「本学は教育基本法、学校教育法にのつと

る女性最高の教育機関として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用的能力を養い、もって、文化の向上、社会福祉に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。」¹¹⁾と示され、また、短期大学の目的は同学部学則第1条に定められている通り、「本学は教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を養うと共に、高い教養と高潔な品格を身につけた良き社会人を育成することを目的とする。」¹²⁾ということにある。

本学において、法学・日本国憲法の講述に関係してからの日が極めて浅い筆者ではあるが、今後はなお一層の大方のご叱正を得て、誤りなく、法学・日本国憲法の教授を通じて、本学部及び短期大学の目的を果すために、一隅を照らすの努力を続けてゆく所存である。効果の測定やその結果の詳細については、将来機会があれば、改めて報告いたしたい。

文 献

- 1) 森本真章：赤い電波，山手書房（1984）
- 2) 文部省：小学校学習指導要領，25，大蔵省印刷局（1977）
- 3) 文部省：小学校学習指導書社会編，5～7，55～57，大阪書籍（1978）
- 4) 文部省：中学校学習指導要領，15，大蔵省印刷局（1977）
- 5) 文部省：中学校学習指導書社会編，141～148，大阪書籍（1978）
- 6) 文部省：高等学校学習指導要領，1，17，大蔵省印刷局（1978）
- 7) 文部省：高等学校学習指導要領解説総則編，14～15，東山書房（1980）
- 8) 文部省：高等学校学習指導要領解説社会編，10，44，150，171，一橋出版（1979）
- 9) 大西芳雄：法学ノート，30，法律文化社（1985）
- 10) 勝田吉太郎：民主主義の幻想，17，96，日本教文社（1986）
- 11) 名古屋女子大学：学生のしおり，22，38，名古屋女子大学（1986）